

## 丸亀競走場大型映像装置他改修工事プロポーザル実施要領

- 1 件 名 丸亀競走場大型映像装置他改修工事
- 2 目 的 標記設備導入にあたり、価格のみによる競争でなく多角的な審査により相応しい性能・仕様をもつ提案を採用する
- 3 契約の概要 大型映像装置・中型映像装置の導入、設置、調整
- 4 プロポーザルのスケジュール及び事務手続き（予定）
  - (1) 参加表明書の公示 令和 8年 5月20日（水）
  - (2) 参加表明書の提出締切 令和 8年 6月10日（水）
  - (3) 参加資格者の適・不適決定 令和 8年 6月17日（水）
  - (4) 提案書作成に関する質問の受付 令和 8年 6月22日（月）
  - (5) 質問に対する回答 令和 8年 6月29日（月）

※それぞれの期日は午後5時までに必着とする。

※質問は持参、ファックス又は電子メールで「14 問い合わせ先」へ提出すること。  
質問書の様式は自由とする。回答は質問事項をすべて取りまとめて、参加表明者全員にファックス又は電子メールで行う。
  - (6) 技術提案書等提出期限 令和 8年 7月 6日（月）午後5時まで  
※提出書類は持参又は郵送で「14 問い合わせ先」へ提出すること。郵送の場合は期限日必着とする。
  - (7) ヒアリング実施 令和 8年 7月中旬 日時は追って通知する。
  - (8) 結果通知 令和 8年 7月下旬（予定）
  - (9) 契約内容の調整、確定 受注候補者に追って通知する。
  - (10) 見積書の提出 受注候補者に追って通知する。
  - (11) 契約の締結 受注候補者に追って通知する。
  - (12) 契約の履行 契約締結日～令和10年 3月31日（金）

### 5 参加資格

本工事の参加資格を有する者は、次の（1）から（6）に掲げる条件をすべて満たすものとする。

- (1) 丸亀市の指名競争入札参加資格名簿のうち、「令和7・8年度建設工事入札参加資格者名簿」に記載され、電気通信工事に登録されている者。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第15条の規定による特定建設業の許可を受けている者。
- (3) 過去10年以内にボートレース場24競走場において本業務と同様の業務を行っ

ている者。

- (4) 2023年製以降の製品を納入可能な者。
- (5) 本社（本店）、支社（支店、営業所）等のいずれも地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (6) 本社（本店）、支社（支店、営業所）等のいずれも丸亀市建設工事指名停止等措置規程（平成17年3月22日訓令第50号）による指名停止期間中のものでないこと。

## 6 技術提案書等の提出

提出する技術提案書等は次のとおりとする。

- (1) 参加表明書（様式1）
- (2) 会社概要及び業務実施体制（様式2）
- (3) 業務実績（様式3）
- (4) 技術提案書
- (5) 見積書及び内訳書

※（1）～（5）正本1部、副本9部

## 7 予算限度額（税込み）

¥850,000,000-

## 8 審査

- (1) 受注候補者の特定のための審査方法等は、プロポーザル委員会で定める。
- (2) プロポーザル委員会は、提出された技術提案書の評価を行い、ヒアリングを実施し、評価基準（別表1）に基づき、当該業務について最も適した者を選定する。
- (3) 審査結果については、技術提案書提出者全員に通知する。
- (4) 受注候補者として選定された者は、市が指定する期日までに見積書及び業務費内訳書を提出すること。見積書等提出後、市は受注候補者と協議及び調整を行い、これが整ったときには随意契約を締結するものとし、協議及び調整が整わない場合は、次点者に選定された者が改めて市と協議及び調整を行うこととする。

## 9 評価基準

評価項目は次のとおりとする。

- (1) 機器の性能に関する審査
- (2) 工事に関する審査
- (3) 保守・運用に関する審査
- (4) システム障害時の対応に関する審査
- (5) 見積額に関する審査

## 10 契約条件

### (1) 契約保証金

丸亀市契約規則第31条第1項により契約金額の100分の10以上の額の納付を要する。ただし、丸亀市契約規則第32条の各号に掲げる場合においては免除する場合がある。

### (2) 支払い条件

契約金の支払いは、工事完了後に確認及び検査の合格の通知を受けた後とする。

## 11 無効とする場合

次の各号のいずれかに該当するものは無効とする。

### (1) 提出期限後の提出

### (2) 談合その他の不正行為によって行われたと認められる者

### (3) 虚偽の記載がある場合

### (4) 見積書金額と内訳書の金額が一致しない場合

## 12 選定結果の公表

結果については、「丸亀市プロポーザル方式取扱規程」別表（別表2）のとおり公表する。

## 13 その他

(1) 技術提案書等の作成、提出及びヒアリングの実施にかかる費用は、提案者の負担とする。

(2) 提出された技術提案書等は返還しない。

(3) 提出された技術提案書の内容は丸亀市に帰属するものとするが、市は提案者に無断で使用しないものとする。

(4) 技術提案書に記載された監理技術者は、変更することはできない。ただしやむを得ぬ理由がある場合で、市と協議し、市が認めた場合はこの限りでない。

## 14 問い合わせ先

763-0011

香川県丸亀市富士見町四丁目1番1号

丸亀市ボートレース事業局経営課施設担当

電話 0877-23-5141 FAX 0877-23-5170

Email [kyoteishisetsu-t@city.marugame.lg.jp](mailto:kyoteishisetsu-t@city.marugame.lg.jp)